

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	助成	担当部局・担当課室	社会援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	社会福祉法（昭和26年法律第4号）第102条	類型	助成（その他）
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>社会福祉施設等を魅力ある職場にすることにより、質の高い社会福祉事業等従事者の確保を促進するためには、福利厚生充実が不可欠であるが、民間の社会福祉事業等事業者は、一般の民間企業と比較した場合、中小零細規模の事業者が多数を占めており、個々の経営者の努力には限界がある。</p> <p>そこで、全国規模のスケールメリットを活かした福利厚生事業の共同実施を進めるため、福利厚生センターを法定化。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>厚生労働大臣が指定する福利厚生センターの業務（社会福祉法第103条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業等を経営する者に対し、社会福祉事業等従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。 2 社会福祉事業等従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。 3 福利厚生契約（福利厚生センターが社会福祉事業等を経営する者に対してその者に使用される社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。）に基づき、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るための事業を実施すること。 4 社会福祉事業等従事者の福利厚生に関し、社会福祉事業等を経営する者との連絡を行い、及び社会福祉事業等を経営する者に対し助成を行うこと。 5 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るために必要な業務を行うこと。 		
事務・事業の目的	<p>全国の社会福祉事業等経営者との福利厚生契約に基づき、社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図るための事業等を実施することにより、福祉・介護人材の確保及び定着を促進することを目的とする。</p>		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>		

法人の指定等の状況	別紙のとおり
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし
料金等・積算根拠	別紙のとおり
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 276,052人 ・法人加入率 22% <p>○事業収入（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金収入 2,537,137千円 <p>（うち社会福祉法人実施分 2,537,137千円）</p>
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）：－
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●関連予算の軽減</p> <p>平成20年度財務省予算執行調査等を踏まえ、①会員の拡大 ②福利厚生事業の拡充 ③経費の縮減に努め、効率的運営を目指すことを基本方針としており、平成27年度以降については、自主財源により運営。</p> <p>（参考）平成26年度当初予算 35,528千円</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている福祉・介護分野は、地域における成長分野として位置づけられ、今後の雇用の受皿として期待されていることから、今後も福利厚生の充実による魅力ある職場作りと質の高い社会事業従事者の確保・定着を図る必要があり、現在の社会的ニーズは高い。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>福利厚生センター運営事業については、競争入札の導入や管理事務費の縮減等による大幅なコスト削減を継続するとともに、会員ニーズを踏まえたメニュー事業の新設や拡大、収支状況を踏まえた事業内容の見直し等の福利厚生事業の改善を行う等、現在の社会的ニーズに照らした事業の見直しを随時実施。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>福利厚生センター運営事業については、会員のニーズに合った福利厚生事業の拡充等により、会員数は年々増加（会員数〔平成26年度 243,977人→令和3年度</p>

	276,052人]) しており、当該事業の目的である福祉・介護人材の確保及び定着の促進が確実に進められている。
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>福利厚生センターの業務は、社会福祉事業等経営者との契約に基づく助成事業であるため、社会福祉事業等に該当する公共性の高いものであり、また、多数の経営者から多額の金銭が納付され、その管理の適正を期する必要があること等から、指定は社会福祉法人に限定している。</p> <p>現在、指定されている社会福祉法人福利厚生センターは、当該業務を適正かつ確実に実施するとともに、会員の拡大やコスト削減等による事業の改善も継続的に行っており、実施主体として適格である。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	福利厚生センターの業務は、社会福祉事業等に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業等従事者の福利厚生を増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人の知見を活用することで、国が直接実施するよりも、より効率的・効果的な運営が可能。
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業計画・収支予算書 ・令和3年度事業報告書（福利厚生センター） ・令和3年度計算関係書類（福利厚生センター） ・福利厚生センターの概要等（福利厚生センター）
評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)	<p>引き続き厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている福祉・介護分野において、魅力ある職場作りと質の高い社会福祉事業等従事者の確保・定着を図る必要があることから、福利厚生センターは、今後も福利厚生事業の充実を促進する必要がある。</p> <p>しかし、より一層の会員拡大による掛金収入の確保に努め、収支バランスのとれた健全な、国庫補助金に頼らない自立した運営を目指す必要がある。</p>
備考	

別紙

合計 1 法人

・ 社会福祉法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
社会福祉法人 (1 法人)			
社会福祉法人 福利厚生センター	平成 6 年度	03-3294-6811	<p>○令和 3 年度常勤職員掛金 10,000 円</p> <p>令和 3 年度非常勤職員掛金 5,000 円</p> <p>○令和 3 年度掛金収入 2,537,137,700 円</p> <p>○令和 3 年度福利厚生事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康支援事業費 926,982,503 円 ・余暇支援事業費 106,495,000 円 ・生活支援事業費 372,457,778 円 ・啓発支援事業費 24,271,324 円 ・会員交流等事業費 591,934,000 円 ・広報活動事業費 141,979,731 円 ・運営管理費 81,123,212 円 ・人件費 122,619,387 円 <p>(令和 3 年度計算関係書類より)</p>